

関西電力大飯原子力発電所の運転停止を求める理事長声明

政府は国民世論の反対や不安をよそに関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機（以下「大飯原発」という。）の再稼働を決定し、本年7月1日に再稼働を始めた。

ところで、同月5日、国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「事故調査委員会」という。）から報告書が公表され、福島第一原子力発電所の事故について、①根源的な原因は「自然災害」ではなく明らかに「人災」である、②地震による重要機器損傷は否定できない、③官邸政治家は真の危機管理意識が不足し、官邸が危機において果たすべき役割についての認識も誤っていた、などの重大な指摘がなされた。

大飯原発については、政府は、東日本大震災並みに想定値を超えた地震・津波に襲われても、核燃料が損傷しないことなどの暫定的な安全性の基準を決定したものの、安全評価（ストレステスト）の一次評価をもってその基準を満たしたとする。本来、ストレステストは、二次評価においてシビアアクシデント領域（設計基準上の許容値以上のストレスをかけて破壊が生じた場合）の事故シナリオを調査して初めて安全性の評価をなしうるものであり、一次評価のみで安全性の評価をできないことは自明のことである。また、活断層の可能性が指摘されている大飯原発の敷地内の断層について、関西電力から十分な資料の提出を受けていない。そのうえ、安全対策としての免震棟の建設もフィルター付きベントの設置もなされていない。再稼働の理由として夏場の電力不足もあげられているが、大飯原発の稼働は夏場に限定されるものではなく、電力需要予測に関する情報公開も不十分であるし、代替手段を十分に検討したとも言えないのであって、何ら再稼働の理由とはならない。

事故調査委員会はその報告書の中で、原子力関係者に共通していたのは、およそ原子力を扱う者に許されない無知と慢心であり、世界の潮流を無視し、国民の安全を最優先とせず、組織の利益を最優先とする組織依存のマインドセット（思いこみ、常識）であったと指摘している。今回の再稼働は、政府をはじめとする原子力関係者が事故調査委員会の指摘するマインドセットから、未だ抜け出せていないことを示すものと言わざるを得ない。

大飯原発が放射能漏れ事故を起こせば、30km圏内には京都府と滋賀県の一部が含まれ、琵琶湖が放射性物質で汚染された場合には近畿地区に及ぶ被害には計り知れないものがある。このような中で、大飯原発の再稼働に踏み切ったことは許されるべきではない。当連合会は、何よりも国民の健康と安全を最優先とすべきであるとの立場から、政府に対し、大飯原発の運転停止を強く求めるものである。

2012年（平成24年）7月12日

近畿弁護士会連合会

理事長 中本 勝